

2022年5月20日

各 位

会 社 名 光 世 証 券 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 異 大 介  
(コード番号：8617 東証スタンダード)  
問 い 合 わ せ 先 管 理 グ ル ー プ 部 長 代 理 向 瀬 正 生  
T E L 0 6 - 6 2 0 9 - 0 8 2 0

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月29日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 現在当社が金融商品取引法その他の法律により届出を行い営んでいる業務につき、具体的記載に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更案の内容は、以下のとおりです。

(下線部変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. <u>前号の業務のほか、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務</u></p> <p>3. (省 略)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第 1 8 条 本社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>附 則</p> <p>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>前号の業務のほか、以下に掲げる業務</u></p> <p>①<u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>②<u>不動産の賃貸に係る業務</u></p> <p>③<u>計算受託業務</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 1 8 条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>本社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 <u>定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書に規定する改正規定の施行の日である 2022年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

以上